

事前質問事項

(1) 公共放送の在り方を踏まえたNHKの改革について

特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月18日特殊法人等改革推進本部決定)によれば、NHKの事業について

(ア)公共放送事業に付随した新たな業務の実施について、インターネット利用については、放送の補完としての利用に限定するとともに、子会社等の業務範囲の拡大を抑制するため、子会社等の業務範囲を原則として出資対象事業に限定する等の仕組みを設ける

(イ)子会社等との取引については、競争契約を原則とするとともに、随意契約による場合については、業務の専門性、特殊性等から他に委託先がない等やむを得ない場合に限定する

とされているが、同計画に基づく整理合理化の現状についてご教示願いたい。

「民間にできることは民間に」という構造改革の基本理念に立ち返って、特殊法人であるNHKの組織・業務を見た場合、スリム化の余地が大きいと考えられる。「新生プラン」で示された方策は現段階では具体性に欠けている。今年度約500億円の減収が見込まれる中、チャンネル削減など一部事業の廃止といった抜本的な改革が必要であり、少なくとも受信料収入で賄う業務範囲を縮小することは必然と考えるが貴省の見解を伺いたい。

上記に関連して、貴省が考える「受信料で賄われるべき公共放送」の外延をご教示願いたい。上記「新生プラン」において、「NHKだからできる」放送として、災害報道・緊急報道、ニュースや大型企画番組、教育・福祉番組等が挙げられているが、例えば「公共放送」の範囲をそれらに限定することは考えられないか貴省の見解を伺いたい。

現在制約が課されているNHKのインターネット利用について、制約を緩めより自由にするためには、どのような条件が整うことが必要と考えるか貴省の見解を伺いたい。

視聴の有無にかかわらず国民に負担を求める現行の受信料制度は、利用者の自由な選択を確保するという規制改革の基本的な考え方に逆行するものであり、CATV、BS・CS放送、インターネットによる有料映像配信との公正な競争という観点からも問題があると思うが貴省の見解を伺いたい。

NHKが「新生プラン」で謳っている「視聴者第一主義」を全うするためには、放送サービスの対価として視聴者が料金を支払う(契約受信料制度)のが自然であると思うが貴省の見解を伺いたい。

NHKは「新生プラン」の中で教育テレビやBSハイビジョンの24時間放送の見直しを掲げているが、電波の有効利用という観点から空いた時間の帯域を他者に貸し出すことは考えられないか。

BS放送については、行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見(第2次)」(平成8年12月16日)で、明確に「NHKのBS放送について地上放送と一括した受信料制度を見直し、有料スクランブル化を図るべきである」とされている。また、規制改革委員会「規制改革についての見解」(平成12年12月12日)においても改めて「BSデジタル放送のスクランブル化については、既往の規制緩和推進3か年計画(再改定)の趣

旨にそって、サイマル放送期間を考慮しつつ、その実施について検討すべきである」とされている。これらは、いずれも当時貴省と協議・合意の上での提言となったものである。閣議決定（平成 13 年 3 月 30 日）の表現は「NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する」となっているが、貴省との合意の上で出来上がった、上記の2つの提言に関連して、BS放送については、少なくともデジタル化が完成した時には、いわゆるスクランブル方式に移り移ることについて、貴省の考えは変化がないかどうかを明確にされたい。

（２）地上波放送における競争の促進について

以下の方策について貴省の見解を伺いたい。また、諸外国において類似の施策が講じられている場合はその概要にも言及願いたい。

競争の促進という観点から、地上波放送局の再免許に当たって、新規事業者を公募するとともに、競争入札又は「市場原理活用型比較審査方式」等の客観的な基準により免許人を決定するという方策を導入することについて。

同様の観点から、受委託放送制度を地上波放送に適用し、地上波放送事業者に割り当てられた周波数帯域の一部（帯域ごと又は時間単位で）を他事業者に開放するという方策を導入することについて。

電波の有効利用の促進という観点から、放送局の電波利用料の負担を占有帯域幅や出力に応じたものとするについて。

衛星やブロードバンドインターネット網の普及が進んでいる今日、いわゆる「地域免許制度」の意義は薄れてきていると考えられることについて。また、放送局間の競争を促進するためには、地域免許制度の撤廃に併せて複数局支配を規制しているマスメディア集中排除原則の緩和も必要と考えられることについて。

コンテンツの新たな流通ルートを確保することにより、番組の質の向上を図るとともに、コンテンツ産業の発展を促す観点から、放送事業者の外部からの番組調達に関して一定比率を義務付けることについて。

行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見（第2次）」（平成8年12月16日）では、放送区域の広域化が貴省と合意の上で提言されているが、この問題について、同提言が閣議決定をされた後、どのような広域化のための施策を貴省が講じてきたかについて。

以上